

2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

(1) 概要

ア 公文書公開請求の経緯について

調査事件である「『下水道関係の働き掛けに関する文書』に係る公文書公開請求に関する事項」については、本委員会が設置される端緒ともなった問題であり、前年の総務警察委員会において集中審議が行われているものである。

この事項に関する経緯の概要は、提出を受けた記録等によれば以下のとおりである。

日 時	経 過 等
【平成 15 年度】	
H15.4.16	知事後援会幹部との打ち合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間：14 時 30 分～15 時 30 分 ・ 場所：経営戦略局応接室 ・ 出席者：知事後援会幹部、公社専務理事、公社理事、経営戦略局職員（2 名）
H15.4.17	下水道問題点打合せ会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間：9 時～10 時 30 分 ・ 場所：県庁西庁舎 303 号会議室 ・ 出席者：知事後援会幹部、経営戦略局職員（2 名）、下水道課職員（課長、技術専門幹、課長補佐）
H15.4.23	知事後援会幹部が公社専務理事と面談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間：11 時 30 分～ ・ 場所：下水道公社 ・ 出席者：知事後援会幹部、公社専務理事
H15.4.23	知事後援会幹部との懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所：長野市内ホテル ・ 出席者：知事後援会幹部、公社（専務理事、理事）、下水道課長
H15.5.20	知事後援会幹部との打ち合せ <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所：経営戦略局会議室 ・ 出席者：知事後援会幹部、経営戦略局職員、下水道課長
H15.10.3	係長以下級 異動内示（H15.10.17 付け）
H15.10.6	「知事後援会幹部から県職員への働きかけを記録した文書」についての公開請求書が提出される 土木委員会（11:00～15:04）
H15.10.7	総務委員会（10:30～16:23） 土木委員会（10:30～15:17）

日 時	経 過 等
H15.10.8	<p>総務委員会（10:30～16:45）</p> <p>下水道課長が長野市へ出張（10時～11時）</p>
H15.10.9	<p>当時の下水道課長から知事へメール</p> <p>送信時間：午前7時48分</p> <p>発信者：下水道課長</p> <p>受信者：知事</p> <p>要旨：「いろいろとご迷惑をおかけします。知事後援会幹部との打ち合わせ議事録について、全部で3部ありますが、その1部を回覧し始めたところでストップし、それを破棄してあります。この議事録は回してないので課長の手持ち資料で公文書には当たらないと主張したけれども次の2名から反発がありました。」</p> <hr/> <p>下水道課長からのメールを知事が転送</p> <p>送信時間：午前7時57分</p> <p>発信者：知事</p> <p>受信者：知事後援会幹部、経営戦略局長</p> <hr/> <p>下水道課長からのメールを知事が転送</p> <p>送信時間：午前7時59分</p> <p>発信者：知事</p> <p>受信者：経営戦略局職員</p> <p>要旨：「どう対処しますか。下水道課職員の発言も含めて。」</p> <hr/> <p>知事からのメール（午前7時59分送信のもの）に対する返信</p> <p>送信時間：午前8時52分</p> <p>発信者：経営戦略局職員</p> <p>受信者：知事</p> <p>要旨：「経営戦略局参事が対応していますので、追って報告があると思います。」</p> <hr/> <p>知事からのメール（午前7時59分送信のもの）に対する返信</p> <p>送信時間：午前8時58分</p> <p>発信者：経営戦略局職員</p> <p>受信者：知事</p> <p>要旨：「追伸です。下水道課長に「しっかり課長としての職責で判断しなさい」というのが最も大事なことでしょう。」</p> <hr/> <p>下水道課長からのメールを知事が転送</p> <p>送信時間：午前9時28分</p> <p>発信者：知事</p> <p>受信者：経営戦略局参事</p>

日 時	経 過 等
H15.10.9	下水道課長が小布施町へ出張（ 9 時 15 分頃～11 時 45 分頃）
	<p>経営戦略局参事から知事へメール 送信時間：午前 10 時 55 分 発信者：経営戦略局参事 受信者：知事 要旨：「 監理課長へは、再度念押しをし、あくまでも、下水道課長が課長としての責任で決する事で指導するよう依頼しました。（出さないようには強く念押ししました。）下水道課長は、午前中出張との事です。お昼に会って、再度課長として決断するよう促します。知事秘書から、知事が直接との話を聞きましたが、私の方で先に話し、その後知事として良いでしょうか。」</p>
	総務委員会（ 11:00～11:49）
	<p>経営戦略局参事から知事へメール 送信時間：午後 1 時 31 分 発信者：経営戦略局参事 受信者：知事 要旨：「 下水道課長に再度来ていただき、課長自体がしっかり方針を出して早急に処理するよう指示しました。コピー等は確認して回収し、処分する事。課長の命に従わない部下がいれば、それは課長の責任で対処することが大切であり、課長としての職責を果たすよう強く求めました。」</p>
	<p>経営戦略局参事からのメール（午後 1 時 31 分送信のもの）を知事が転送 送信時間：午後 6 時 29 分 発信者：知事 受信者：経営戦略局職員 要旨：「 破棄は不味いよね。この件、後援会幹部とも話して、経営戦略局参事の判断や行動も含めて、チェックして下さい。秘書も把握していますので相談してください。」</p>
<p>経営戦略局参事からのメール（午前 10 時 55 分送信のもの）を知事が転送 送信時間：午後 6 時 29 分 発信者：知事 受信者：経営戦略局職員</p>	

日 時	経 過 等
H15.10.10	<p>経営戦略局参事から知事へメール 送信時間：午後 0 時 04 分 発信者：経営戦略局参事 受信者：知事 要旨：「昨日の夕方と、今朝早朝に下水道課長と話し『内容検討の途中で、修正等により差し替えられ、又は廃棄により不用となった文書は、当該時点以降は公文書ではない。』との考えで統一し、説明を行うこととしました。この見解は、文書学事課情報公開係には確認済みです。」</p> <p>経営戦略局参事からのメール（午後 0 時 04 分送信のもの）を知事が転送 送信時間：午前 11 時 48 分（時間が前後） 発信者：知事 受信者：経営戦略局職員</p> <p>補佐級以上異動内示（H15.10.17 付け）</p>
H15.10.15	<p>経営戦略局参事から知事へメール 送信時間：午前 9 時 23 分 発信者：経営戦略局参事 受信者：知事 要旨：「報道機関からの公開請求がありましたので、今日公開したいと考えております。」</p> <p>経営戦略局参事からのメール（午前 9 時 23 分送信のもの）を知事が転送 送信時間：午前 9 時 36 分 発信者：知事 受信者：経営戦略局参事、経営戦略局長、経営戦略局職員 要旨：「病院に立ち寄って、登庁する途中で、一方的に御報告されてもねえ。具体的中身も見えていない訳ですから。今、秘書に電話して、僕の登庁時に 1 階に降りているように伝えました。」</p> <p>経営戦略局参事から知事へメール 送信時間：午後 2 時 36 分 発信者：経営戦略局参事 受信者：知事 要旨：「公開請求に対しては、下水道課は課長が両職員と話し合い、該当なしでの対応となっています。今回の『働きかけ』に関する公開は、先に定めた要領に基づくものであり、上伊那地方事務所からの 1 件であります。説明不足で、申し訳ありませんでした。」</p>

日 時	経 過 等
H15.10.15	<p>経営戦略局参事からのメール（午後 2 時 36 分送信のもの）を知事が転送 送信時間：午後 3 時 13 分 発信者：知事 受信者：経営戦略局職員、経営戦略局参事、経営戦略局長</p>
H15.10.16	<p>経営戦略局参事から知事へメール 送信時間：午前 11 時 43 分 発信者：経営戦略局参事 受信者：知事 要旨：「下水道課の関係は、該当なしで文書学事へ報告となっており、公開される文書はなしとされます。今、下水道課長が心配していることは、報道機関はしつこく、聞かれたらどうするのかという事です。聞かれても『お会いして話したことはある、それだけである。』と答えるように話しましたが『自信がない、ここには迷惑をかける(転勤したい)』などと言い出す状況です。その為、やむを得ず、『文書は回収したのか？回収してどうしたのか？即消却するように。フロッピー、パソコンからも即時削除するように』との指示をいたしました。指示後、実行したことは確認してあります。指示は私の責任という事とさせていただきますと思っています。」</p>
H15.10.16	<p>経営戦略局参事からのメール（午前 11 時 43 分送信のもの）を知事が転送 送信時間：午前 11 時 49 分 発信者：知事 受信者：知事後援会幹部、経営戦略局参事、経営戦略局長、経営戦略局職員 要旨：「うーん、それぞれダイジョウビかのお。後援会幹部と相談して下さい。」</p>
H15.10.20	公文書不存在決定通知
【平成 16 年度】	
H17.1.21	「平成 15 年 4 月の下水道関係打合わせ会議に関する文書」についての公開請求書が提出される
H17.1.26	「平成 15 年 4 月の下水道関係打合わせ会議に関する文書」についての公開請求書が提出される
H17.1.27	「平成 15 年 4 月の下水道関係打合わせ会議に関する文書」についての公開請求書が提出される
H17.2.4	公文書一部公開決定通知
	・平成 15 年 4 月 16 日打合せ記録
	・平成 15 年 4 月 17 日打合せ記録
	・平成 15 年 4 月 23 日打合せ記録

県が、「下水道関係の働き掛けに関する文書」として公文書公開請求の対象公文書として特定し公開した文書等の概要は、提出を受けた記録等によれば以下のとおりである。

文書名等	作成者	経過等	備考
県が公文書公開請求に基づき公開した文書			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 4 月 16 日打合せ記録 「 氏との打合せ（15. 4. 16）」（文字の大きいもの） ・平成 15 年 4 月 17 日打合せ記録 「下水道問題点打合せ会議（平成 15 年 4 月 17 日）」 添付文書 下水道事業についてのポイント（平成 15 年 4 月 16 日）添付 ・平成 15 年 4 月 23 日打合せ記録 復命書（平成 15 年 4 月 23 日） 	下水道公社 専務理事 下水道課 課長補佐 知事後援会 幹部 下水道課長	下水道公社が下水道課長に渡す 知事後援会幹部から下水道課が取得	
公社から提出された記録			
復命書（平成 15 年 5 月 20 日）	下水道課長	下水道課が下水道公社に渡す	下水道公社が保管し、県は保管していない
総務警察委員会に対し参考人から提出された文書			
氏との打合せ（平成 15 年 4 月 16 日）（文字の小さいもの）	下水道公社 理事	下水道公社が下水道課長に渡す	

上記のとおり、平成15年4月16日の打合せについては、2種類の文書が存在している。県が公文書公開請求に基づき公開した「平成15年4月16日打合せ記録」は「文字の大きいもの」と称されており、当時の公社専務理事が作成し、県下水道課長に渡したものである。

また、総務警察委員会の意見聴取の際に参考人から提出された「 氏との打合せ（平成15年4月16日）」という文書は、「文字の小さいもの」と称されており、公社理事が作成し、県下水道課長に渡したものである。この「 氏との打合せ（平成15年4月16日）（文字の小さいもの）」は県では保管していない文書である。

平成15年5月20日の打合せに関する文書については、下水道課長が作成し、公社に渡したものであり、公社に情報公開請求が行われた際に、平成17年2月18日に公開されたものである。

イ 平成15年度の状況について

(ア) 知事への公文書公開請求書の提出について

提出を受けた記録等によれば、時期の特定は明確ではないが、県においては平成15年7月から10月頃より、文書学事課(平成16年5月1日から組織改編により情報公開課)は、公文書公開請求が行われた際には、経営戦略局を通じて公文書公開請求書の写しを田中知事に提出している。

この理由として、県は以下のとおり理由を述べている。

- ・ 地方自治法第147条には、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定されているとおり、県の統轄者として県を代表する権限を有し、県政全般にわたり情報や資料等を知る権限と責任がある。
- ・ 情報公開制度については、この制度が公正に、また、十分に機能しているかという視点で、常にその運用状況を把握し、必要なときには改善措置を適時適切に講じて、県政の透明性の向上を図ることとしている。

(イ) 平成15年10月6日の状況等について

平成15年10月6日付けで「知事後援会幹部から県職員への働きかけを記録した文書」についての公文書公開請求が行われた際の状況等について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 下水道課課長補佐であった松野賢衛証人は、「10月6日に情報公開請求があったときに、庶務に連絡があった。まずどういうものがあるか、思い浮かべたが、私自身、4月17日に公務中に出席した会議の記録をつくっていたので、それは当然公文書に当たるのではないかという認識であり、当然公開するものという気持ちはあった。」旨の証言を行っている。
- ・ 下水道課長であった田附保行証人は、「文書公開請求のときに、公開請求の対象となる可能性のある文書は、全部で5種類である。4月16日付けの文書は、両方とも公社でつくったと聞いている。」旨の証言を行っている。
- ・ 下水道課課長補佐兼流域下水道係長であった中野守雄証人は、「公開請求の対象公文書は、業務用ファイルにファイルされていた。」旨の証言を行っている。

また、上記(ア)に記述したとおり、公文書公開請求書の写しは田中知事に提出されているが、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 知事である田中康夫証人は公文書の公開請求があったことについて、「他の第三者からの公文書公開請求があったことは存じ上げている。」旨の証言を行っている。

- ・ 経営戦略局参事であった岡部英則証人は、公文書公開請求書の流れについて「文書学事課で受け付けし、そのコピーが各主管課に届けられる。この場合、4通ほど請求があり、その中の一つが知事後援会幹部の働き掛けに関するものであったと思う。窓口で、全般にわたると広すぎるのである程度、部局の特定をする。請求書の写しが私のところに送られてきたので、私が1通コピーをとり、それを秘書に渡して知事に届けるということである。そのあと情報公開係は、各部の主管課へ、公開請求があったということで請求書の写しを持っていくという手順になっていたと思う。」旨を証言し、公開請求があったことを知ったのは、「遅くても次の日には公開請求書が私の手元に来ていたと思う。」旨の証言を行っている。
- ・ 同証人から提出された陳述書においても、「6日に公開請求がなされた後、正確な日時は覚えていないが、情報公開係から送付されてきた公開請求書の写し2部のうち1部を保管し、1部を知事に提出するため秘書に渡した。」と記述している。

(ウ) 下水道課の状況等について

平成15年10月8日の下水道課の状況について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 田附保行証人は、「つくったときからこれは個人的なメモだという認識でいた。下水道課の中で、私がそう主張したことに対して、かなり騒然としたのが、10月8日だと思う。」旨を証言し、「私の個人ファイルにそのメモがあり、それを出して話をしたという記憶はある。それが公文書になるか私的メモであるかという議論になった。私は私的メモだということで主張した。それに対して課の職員から、それはおかしいということを言われた記憶がある。」旨の証言を行っている。
- ・ 松野賢衛証人は、「どういう文書があるか、洗い出し作業をする中で、多分、課長は公文書という認識は初めからなかったと感じる。課長に対して、課長自身で文書学事課の見解を確認した上で、私も含めて納得しない職員が何人かいたので、説明をしてもらいたいとお願いをした。かなり課の中でも激論になり、他の何人かの職員も確かに公文書ではないかということで、課内は一時騒然となった気がする。」旨の証言を行っている。

・ 中野守雄証人は、「公開請求があったのが10月6日だが、土木委員会が6日、7日であったため、立て込んでいた。8日に初めて課長のところへ集まり、この対応をどうするかという議論をした。内容を見ると明らかに仕事にかかわることであるため、これは公文書であるから、公開請求があれば公開しないと後々こういう事態になると考えた。マスコミが公開請求するということは、何らかの情報を入手していると考えた。課長は当時退席をしたりしていたため、多分裏でだれかが動いているということは、課員は大体想像できたことだと思う。これは私的なメモだと理解していた課員は誰もいないと思う。」旨を証言し、「働き掛けの文書は何かがあるかということで付近に集まったかと記憶している。」旨の証言を行っている。

また、「情報公開請求書を見て、後援会元幹部の働き掛けの文書はすべて出せということで、議論になった。当時、課長の前に役付以上が集まったと記憶しているが、当然私は、そういう文書は記憶の中にあり、当然これは公文書ではないかという発言はした。私的なメモを半年もとっておくということはないと直感的に思うし、内容を見ると、仕事そのもののことである。働き掛けの有無は別にしても、公文書で出すべきではないかという議論になった。」旨の証言を行っている。

田附保行証人は、個人用のファイルに保管していた文書について、文書を作成したときから「個人的なメモだという認識」であると証言しているが、公文書に関する認識について、以下の旨を証言している。

・ 私は技術屋であり、公文書の定義を正しく認識をしていなかったということは事実であり、それまでも個人的なメモだということで認識していた。公文書というものは、一般的には、職印を押印するとか、課内を回覧するものなどは完全な公文書という認識で、それ以外のものは、私的なメモだという認識でいた。課内でおかしいという意見の中で、私の公文書に対する認識が誤っていたかなという気がして、それは公文書だと今は認識が変わっている。

・ コピーして2人以上が共有しても個人的なメモではないかという考え方でいた。

関係する証人から8日の下水道課内での話し合いにおいて田附保行証人が退席した場面があったとの証言があるが、田附保行証人は以下の旨を証言している。

・ 経営戦略局の参事であった岡部英則氏から電話があり、最初に話したのは10月8日である。

・ 監理課長に相談したのは1回という記憶があるが、岡部参事は3回以上相談した。

・ 10月8日に私が2回席をはずしたのは、岡部参事のところへ相談に行ったか、監理課長へ相談に行ったということである。

・ (監理課長との相談内容について) 公文書になるかならないかということについて相談したが、結論的なものははっきりしていなかったと記憶している。

この証言に対し、経営戦略局参事であった岡部英則証人は、以下の旨を証言等行っている。

【陳述書】

- ・ 10月8日は、午前10時30分から午後5時近くまで、議会の総務委員会に出席していた。
- ・ 8日午前中は10時30分から12時まで、午後は1時30分から4時50分まで総務委員会へ出席しており、田附氏と連絡を取ること及び数回に渡って相談するということは実際的に難しかった。

【証言】

- ・ 監理課長の話によると、公開請求書の写しが下水道課の管理係に届き、課内を回覧したときに、田附課長がこういうものがあるよということでファイルを出し、これを公開対象文書にして公開するという進めた。それが監理課に回って、その段階で本当に大丈夫なのかということで、監理課長はもう少し検討したらどうかと話をした。その文書のコピーは公開するという進め方で監理課の庶務係まで来ていたので、それでいいのかということで、田附課長を呼んで話をしたということを知った。

この日、総務委員会は、午前10時30分から午後4時45分まで開かれていることは、前記(1)アに記述のとおりである。

(エ) 下水道課長への指示等の経緯について

下水道課長であった田附保行証人に対する平成15年10月8日以降の指示等の経緯について、関係する証人は以下のとおり証言している。

- ・ 岡部英則証人は「私が初めてこの公文書問題に関与したのは、2003年10月9日9時28分、知事から私のところにメールが来て、そのあと知事に1階知事室に呼ばれた時点からの関与である。」旨を証言し、「私が田附課長と話をしたのは、知事の指示を受けて、そのあと文書学事課の公開係に、メモということで処理をする可能性はあるのかどうかという確認をして、そのあと田附課長を3階の経営戦略局に呼んだ。」旨を証言している。
- ・ 田附保行証人は、「岡部参事から公文書にならない旨、課の職員に理解を得るよう指示され、私が説明したところ騒然となったのが8日であり、岡部参事の方からの指示が最初で、その次が下水道課の中が騒然としたものである。」旨を証言している。

岡部英則証人の証言によれば、前記(1)アに記述のとおり、平成15年10月9日の午前7時48分に下水道課長であった田附保行証人から田中知事に下水道課内の状況を報告するメールが送信され、それが午前9時28分に田中知事から岡部英則証人に転送されたのが、この公文書公開請求に関与することとなった始まりであるとしている。

しかし、田附保行証人は、8日に岡部英則証人から指示を受けたと証言しているため、8日から10日までの間の両証人の証言等を比較すると以下のとおりである。

日 時	事実経過	岡部証人の証言等	田附証人の証言等	
H15.10.6	公文書公開請求書が提出 土木委員会(11:00～15:04)	証言:公文書公開請求書は、遅くても翌日には手元に来ていた。 陳述書:請求時点では対象となる公文書・担当課が特定されていない。	土木委員会(11:00～15:04)に出席	
H15.10.7	総務委員会(10:30～16:23) 土木委員会(10:30～15:17)	総務委員会(10:30～16:23)に出席	土木委員会(10:30～15:17)に出席	
H15.10.8	総務委員会(10:30～16:45) 下水道課長が長野市へ出張(10時～11時)	総務委員会(10:30～16:45)に出席 陳述書:下水道課に該当する文書が存在する事は、担当の情報公開係も全く承知おらず、8日の段階では限られた職員のみが承知していただけで、土木部内で調整を行っている状態であったと考えるべきである。 陳述書:8日に田附下水道課長から相談を受けた事実はなく、接触した事実はない。	8日に経営戦略局 岡部参事に話をした。 下水道課内で議論 長野市へ出張(10時～11時)	
H15.10.9	7:48	下水道課長から知事へメール	陳述書:8日から関与していたと想定するならば、知事にあてた田附氏のメールに私の関与がある旨の記載があるべきである。私の関与があれば、知事へ慌ててメールを出す必要はない。	知事へメール 要旨:「いろいろとご迷惑をおかけします。知事後援会幹部との打ち合わせ議事録について、全部で3部ありますが、その1部を回覧し始めたところでストップし、それを破棄してあります。この議事録は回覧してないので課長の手持ち資料で公文書には当たらないと主張したけれども次の2名から反発がありました。」
	7:57	下水道課長からのメールを知事が転送 発信者:知事 受信者:知事後援会幹部、経営戦略局長		課の中で、知事へ訴えるというようなことがあり、突然そういうメールが行けば、知事も困惑するだろうということで、それについてお知らせおいた方がいいということでメールを打った。知事からのメールの返事はない。
	7:59	下水道課長からのメールを知事が転送 送信時間:午前7時59分 発信者:知事 受信者:経営戦略局職員 要旨:「どう対処しますか。下水道課職員の発言を含めて。」		
	8:52	知事からのメール(午前7時59分送信のもの)に対する返信 送信時間:午前7時59分 発信者:経営戦略局職員 受信者:知事 要旨:「経営戦略局参事が対応していますので、追って報告があるとあります。」	陳述書:経営戦略局職員(宮津企画員)のメールに関しては、経営戦略局内で情報公開関係を担当しているとすれば私しかないのです、その様な状況を一般的に述べただけだと考える。	9日の午前8時52分に知事にあてた宮津氏のメールにも「岡部さんが対応していますので追って報告があると思います。」とある。これも端的には、岡部氏が8日から文書非公開について動いていたという裏づけをしているものと思われる。

日 時		事実経過	岡部証人の証言等	田附証人の証言等
H15.10.9	8:58	<p>知事からのメール(午前7時59分送信のもの)に対する返信</p> <p>発信者:経営戦略局職員</p> <p>受信者:知事</p> <p>要旨:「追伸です。下水道課長に「しっかり課長としての職責で判断しなさい」というのが最も大事なことでしょう。」</p>		
	9:15 ~ 11:50	下水道課長が小布施町へ出張		小布施町へ出張
	9:28	下水道課長からのメールを知事が転送	知事からメールが転送される	
			<p>証言:知事に1階知事室に呼ばれ「公開しない方向で調整」するよう指示を受けた。</p> <p>陳述書:田附氏に連絡したが、出張中との事であったので、戻り次第連絡を入れてほしい旨を依頼した。</p> <p>陳述書:監理課長に土木部の状況を確認したところ、監理課の一部の職員も承知しているとの事であった。</p> <p>陳述書:これ以上の広がりは危険と考え、監理課長にこれ以上広がらないよう対応して欲しい旨依頼した。</p> <p>証言:文書学事課の公開係に、事前に内容等について、メモということで処理をする可能性はあるのかどうかという確認をした。</p>	
10:55	経営戦略局参事から知事へメール	<p>経過を知事にメールで報告</p> <p>要旨:「監理課長へは、再度念押しをし、あくまでも、下水道課長が課長としての責任で決する事で指導するよう依頼しました。(出さないようには強く念押ししました。)下水道課長は、午前中出張との事です。お昼に会って、再度課長として決断するよう促します。知事秘書から、知事が直接との話を聞きましたが、私の方で先に話し、その後知事として良いでしょうか。」</p>	<p>岡部氏から、課の職員からの文書の回収をし、そのメモを破棄するようにと指示を受けたのは10月9日である。10月9日の知事にあてた岡部英則氏のメールに「田附課長さんは午前中出張とのことです。お昼に会って再度課長として決断するよう促します。」とある。メールを送る以前に、私が決断をしたことがあるという事実を意味しているはずである。</p>	

日 時		事実経過	岡部証人の証言等	田附証人の証言等
H15.10.9	11:00 ～ 11:49	総務委員会(11:00～11:49)	総務委員会(11:00～11:49)に出席	
			<p>陳述書:田附下水道課長から連絡があり、3階の経営戦略局へ呼んだ。 「監理課長が指示したのと同様の方向で、しっかりと課員に説明するよう」指示した。</p> <p>陳述書:田附下水道課長から報告 指示を受けた田附氏が課員と話した が理解が得られなかった事を午後説明 に来たので、何度も粘り強く説得する よう指示し、この状況をメールに「再度来 ていただいた」と記載した。</p> <p>陳述書:10月9日は何度も相談を受 けている。</p>	岡部氏との最初の話の中で、公文書には当たらないのではないかと強く言われ、このことを下水道課職員に説明し、理解を得るよう指示をされた。この指示に従って説明はしたが、理解が得られなかったことから、その日、その後2回以上、岡部氏に相談に行ったことを記憶している。(田附証人の証言によれば、10月8日にあった事項である。)
	13:31	経営戦略局参事から知事へメール	<p>知事へメール</p> <p>要旨:「下水道課長に再度来ていただき、課長自体がしっかり方針を出して早急に処理するよう指示しました。コピー等は確認して回収し、処分する事。課長の命に従わない部下がいれば、それは課長の責任で対処することが大切であり、課長としての職責を果たすよう強く求めました。」</p>	知事にあてた岡部氏のメールの中に、「下水道課長に再度来ていただき、課長自体がしっかり方針を出して早急に処理をするよう指示しました。コピー等は確認して回収し処分すること」ということが書かれている。このメールが送付された時点で既にメモを回収して破棄をすることの指示がされていたと理解できる。
	夕方		田附下水道課長と打合せ	最後の相談は、午後5時15分を過ぎていたという記憶も残っている。(田附証人の証言によれば、10月8日にあった事項である。)
H15.10.10	18:29	<p>経営戦略局参事からのメール(午後1時31分送信のもの)を知事が転送</p> <p>要旨:「破棄は不味いよね。この件、後援会幹部とも話して、経営戦略局参事の判断や行動も含めて、チェックして下さい。秘書も把握していますので相談してください。」</p>		
	早朝		田附下水道課長と打合せ	また、翌日に岡部氏に相談に行ったときには、これでは駄目だと言われ、文書学事課へ照会に行き、その結果、公文書には当たらない旨の回答を得た。そのあとすぐ経営戦略局の会議室へ戻り、岡部氏から課の職員個々に説明をした上でメモを回収し、そのメモを破棄するように指示を受けたことを記憶している。(田附証人の証言によれば、10月9日にあった事項である。)

日 時		事実経過	岡部証人の証言等	田附証人の証言等
H15.10.10	12:04	経営戦略局参事から知事へメール	知事へメール 要旨:「昨日の夕方と、今朝早朝に下水道課長と話し内容検討の途中で、修正等により差し替えられ、又は廃棄により不用となった文書は、当該時点以降は公文書ではない。」との考えで統一し、説明を行うこととしました。この見解は、文書学事課情報公開関係には確認済みです。」	3通のメールと、私の記憶とを総合的に判断すると、岡部氏から最初に公文書には当たらないのではないかと強く指示をされたのは、10月8日しかあり得ない。(田附証人の証言によれば、10月8日にあった事項である。) またメモの回収と破棄の指示は、メールにあるとおり10月9日である。(田附証人の証言によれば、10月9日にあった事項である。)
		経営戦略局参事からのメール(午後0時04分送信のもの)を知事が転送 送信時間:午前11時48分(時間が前後している) 発信者:知事 受信者:経営戦略局職員		
		補佐級以上異動内示 (H15.10.17 付け)		

田中知事は、当時、経営戦略局の企画員であった宮津雅則証人にメールを転送し、報告等を受けているが、同証人は、この点について、陳述書で以下の旨を記述している。

【平成15年10月9日 午前8時52分に発信された知事あてのメール】

- ・ (午前7時57分から8時52分の間に岡部氏と会話をしたのかについて)
日時について確かではなく、どのような話をしたのか詳細には記憶していない。ただし、私がメールを送っていること、また、私と岡部氏が同じセクションで仕事をしていたことなど、当時の状況を考えれば、岡部氏に対して「この案件がどのようなになっているのか」を聞き、岡部氏が「その案件についてはすでに調整を進めているので、田中知事に報告するべく準備している」という趣旨の話があったものと考えている。
- ・ (メールの内容は) 岡部氏に確認した内容を、田中知事に対し報告したものと考えている。情報公開を岡部氏が担当していることは、田中知事も私も、また、当時政策チームにいたものが共通して承知しており、そのことのみであれば、あえて報告することはない。したがって、この案件について、岡部氏が担当して調整し、田中知事に報告するべく準備を進めているという意味である。

また、田附保行証人の様子等について、関係する証人は以下の旨を証言している。

- ・ 松野賢衛証人は「日にちははっきり覚えていないが、課長は、自分自身でしっかり判断できるというような状態ではなかったかもしれない。田附証人も県庁へ転勤して、かなり大変な業務をやってきたかと思うが、課の職員と気持ちを同じくして仕事を進めるということが、難しかった経過もあり、課の職員はかなり不信感を持っていたという状況もあった。課長がメモだと言っても、課の職員は納得しない状況があったと思う。そういう中で、課長も、どう課の職員を説得したらいいか、かなり苦戦し、悩んでいたと認識をしている。」旨を証言し、「田附課長は、個人的なメモだと言っていたが、そのうちに岡部氏が課へ来て、課長と何回か打ち合わせをしたり、課長が岡部氏の所へ行ったりして調整をしているという感じであった。」旨の証言を行っている。
- ・ 中野守雄証人は、「私が課長と議論したのは10月8日、1回だけである。私は確か9日は休暇をとって、10日に異動の内示があり、翌週は異動の関係で国等にあいさつ回りをしていた状況であった。私の後任の引き継ぎが16日にやったが、公開請求があってこの綴り中に入っているから、その文書を課長に出すか出さないかというのは当然後任者にゆだねていた。結果的には残ったということは、課長の指示に従わなかったということだと思う。」旨の証言を行っている。

(オ) 知事からの指示の有無について

岡部英則証人の証言によれば、知事等からの指示について以下の旨を証言している。

- ・ 1階知事室に呼ばれたときに、知事はパソコンを開いていて、知事が北原秘書に意見を求め、秘書が出しづらいところが2、3カ所ある、例えばこんな点だというようなところを知事に意見を述べた。それを受けて、知事は私に、では出しづらいところがあるならば、公開しない方向で調整をとってくれと指示をした。文書を知事が北原氏に渡して、北原氏がさらさらと内容を見て、「知事の命を受けて動いているとか、これは出さないようにして。」とか、そんなところを何カ所か指摘して、「こちら辺はちょっと出しづらい点ですよと、誤解を受ける点ですよ。」というようなことで話をしていた。
- ・ もう一回が、15日に知事が病院から帰ってきたあと、知事室に入るか入らないかぐらいで、話はほとんどできなかった。それで3階の経営戦略局に行って、南の窓際のところの北原氏の席で立ち話をし、では今後どうするのかという話をしたと記憶している。3階の経営戦略局に戻って、北原氏の席で話をしたときに、そう言われたと記憶している。

- ・ 公文書を公開しないということについては、北原氏は政策担当ということ
で知事の相談を受け、それに対して政策担当として知事に意見を述べ、その
意見を、知事は受け入れて私に知事が指示を出したというのが実態である。
そのときは、私自身が知事に直接意見を申し上げるという状態にはなか
ったので、私は遠い存在に置かれており、直接知事室に入るということも
その当時はほとんどない状況であった。呼ばれて1階に行き、北原氏に政
策担当として知事が意見を求めて、それを知事が採用したということで、
私が実行部隊ということである。このものに関して政策を決定したのは知
事と北原氏ということで、私は田附課長と実際にやる実務部隊ということ
であり、私の意見は全然入っていない。
- ・ 私が持っていた文書の4月16日分には田附課長の印があるので、それは
土木部内で何らかの形でコピーされ、土木部内から知事のところへ渡って
きたものと私自身は考えている。
- ・ 文書は知事室で知事から受け取った。その文書は、知事に誰が渡したの
かは、わからないが、私が受け取ったものは、知事から直接受け取った文
書だということは間違いない。

このような証言に対し、田中康夫証人は岡部英則証人を知事室に呼んだこと
等について、以下の旨を証言している。

- ・ 7時48分に田附氏からのメールを受け取り、これを私は7時59分に、経
営戦略局の岡部氏の部下に当たる宮津雅則氏にメールを転送している。これ
に対し、8時52分に「働き掛け、情報公開請求に関しては岡部氏が対応し
ているので、岡部氏から追って報告があると思います」という宮津氏からメ
ールが来ている。これは大事な問題である。これに関して、岡部氏にも9時
28分にメールを転送し、経営戦略局長と小林誠一氏にもこのメールは送っ
ていることは事実である。
- ・ 記憶は定かではないが、岡部氏は情報公開を担当しており、岡部氏は情報
公開請求が出た段階でこの当該の部署等と、9日以前から話をしていたとい
うことであろうと思う。この日の10時55分に、岡部氏からメールが来てい
る。
- ・ メールを岡部氏に出しており、岡部氏にこの問題をきちんと対応するよ
う伝えているかと思う。
- ・ 岡部氏が担当していたから岡部氏に伝えたということだと思うが、同席
者がいたかどうかは定かではない。
- ・ (公開請求された文書を、非公開とするよう指示をしたのは事実である
かとの尋問に対し) いいえ、それはそれぞれ情報公開請求の担当の人間
が判断することであり、私からの指示はない。

また、岡部英則証人が、知事室で同席していたと証言している知事秘書であ
った北原俊樹証人は以下の旨を証言している。

- ・ 知事から指示があったと岡部氏は証言し、その場に私もいたと証言しているが、私自身はそういう覚えがない。
- ・ 本当にそうやって公文書を出さないようにすることができるのかということ、私は岡部氏に言ったことがあると思う。そのときのお話であればそういうことがあったのかなと思う。私の記憶では、経営戦略局の3階の方で話したように覚えている。知事から指示は何もなかったように思う。
- ・ 私は通常1階にいたので、そこに知事から電話が来て、岡部氏を呼んでおくようにということはあったのかもしれないが、それははっきりしない。そこで、下水道の問題の話、公文書公開の話が行われたという記憶もない。
- ・ 私は直接、知事からこの問題について岡部氏と話をしようとは言われなかった。その後も、岡部氏に対し、実際にある公文書をなかったことにするというのは大変なことなので、本当にそんなことができるのかというような話はした。迅速に処理しろとは言った覚えはない。
- ・ 私の記憶では、岡部氏からメモを知事に渡しておいてくれということで預かった。私が見たところ、働き掛けに関する公文書を私的メモとすべく動いているようなことが書いてあるメモであった。それを知事に渡すときに、「どうしてこれ公開しないのか」と尋ねたところ、「岡部は、これは私的メモだと言っている」という話があったと思う。私自身は、相談してやるようにと言われた覚えはなく、あくまで特命として岡部氏が行っていることなので、岡部氏の自身の責任でどうぞというのが当時の気持ちだったと思う。
- ・ この件に関して、岡部氏と話したのは、私から本当に出さないようにすることができるのかと言った1回ではないかと思う。あとは覚えていない。当時から知事と岡部氏が常にメールでやりとりをしていて、常に意思疎通を図っていたという状況があった。今回の問題も2人で意思疎通を図っていると思っていた。それまでの話も、私自身の感じ方としては、岡部氏がリードして、知事が従っているのではないかという雰囲気があり、今回もおそらくそういうことだろうということで、知事の話聞いたあと、岡部氏に先ほどのような発言をしたということである。

(カ) 知事後援会幹部への相談等について

この公文書公開請求の件については、知事後援会の事務局長であった小林誠一証人にメールを転送し、相談等を行っているところであるが、田中康夫証人は、以下の旨を証言している。

- ・ 公文書の定義が確立していない中で、このような判断を当該職員が行っていったということである。公文書ではないということの報告も含めて、小林誠一氏にも連絡をとるようにという意味で私はメールに書いた。

このことについて、小林誠一証人は、以下の旨を証言している。

- ・ 「ダイジョウビかのお」というのは、田中知事らしい言い回しで、これは記憶に何となくある。
- ・ 民間では、例えば話をして記録を残すのであれば、相手のサインをもらう等の手順を踏まなかったら何の役にも立たないのに、役所の論理で作成した文書であり、私からしてみるとそのイメージの方が強くある。
- ・ 送られてきたメールについては、一方通行で来るもので何とも言えない。この頃、こういう問題があったというのは多少認識がある。ただ私にしてみると、県の問題だろうという感覚が強くて、いい印象を持っていない。私が知らない文書を勝手に公文書と言っているわけで、それでもめても、私は腹立たしさはある。実際には来たかもしれないが、そちらの問題なので勝手になさいというのが私の一貫した感覚であった。
- ・ この件で宮津氏から電話をもらった覚えはない。

また、田中知事から小林誠一証人に相談するよう指示をされた宮津雅則証人は、以下の旨を証言している。

- ・ 小林誠一氏の電話番号が書いてあるので、電話したかもしれない。そのときに、私の承知している範囲は、田附課長と小林誠一氏が話したことがあり、働き掛け云々ではなくて、個人として意見を聞いたことがあるのかなのかという話であったと思う。小林氏と田附課長の面談を文書にしたという話は、小林氏からも聞いたかもしれない。ただし、私が申し上げたのは、その文書を残すのか、文書で残したときに公文書かどうかという判断は、下水道課がするべきではないのかという話はした覚えがある。

(キ) 文書の破棄について

以上に記載した経緯により、結果として「下水道関係の働き掛けに関する文書」は私的メモと解釈された上で、破棄されている。この文書を破棄した経過について、提出された記録によれば概ね以下のとおりである。

- ・ 平成15年4月16日打合せ記録（「 氏との打合せ（15.4.16）」（文字の大きいもの））、平成15年4月17日打合せ記録、平成15年4月23日打合せ記録の3種類の文書は、田附下水道課長が課長補佐に指示し、同年4月下旬から5月上旬頃にコピーし、課内の係長級以上の5名の職員に配布した。
- ・ 田附下水道課長は、同年10月8日から10日の間に、技術専門幹、課長補佐から配布した文書のコピーを回収した。
- ・ しかし、3セットのコピーが回収されず、下水道課内のファイルに綴られたままとなった。
- ・ 「 氏との打合せ（平成15年4月16日）（文字の小さいもの）」という文書は、田附下水道課長が所持していたことは事実であると考えられる。
- ・ 平成15年4月16日打合せ記録（「 氏との打合せ（15.4.16）」（文字の大きいもの））の県としての原本は、田附下水道課長が破棄した。

このことについて、田附保行証人は、以下の旨を証言している。

- ・ 係長以上の職員に配付した文書は、4月16日付けの文字の大きいもの、4月17日付けのもの、4月23日付けの3通であり、時期とすれば5月1日から6日ぐらいの間だと記憶している。誤って回覧したのは5月20日の打ち合わせメモで、つくったのが5月21日か27日ぐらいの間ではないかと思う。回覧してから1日位して誤って回覧したことに気づいて、中断した直後にそれを処分した。
- ・ 私がつくったのが2通あり、課長補佐がつくったのが1通あった。ほかの2通は、会社からもらったものであった。私が作成した文書は、公開請求があったときにはパソコンから既に消してあった。それから課長補佐が作成した文書も、パソコンにもフロッピーにも残っていないということであった。
- ・ 全部の文書を配付したわけではないが、3通の文書は係長以上の職員に配付してあった。それについても回収して、最終的に破棄するということで指示をされ、破棄しているが、課の職員にも、文書学事課まで行って確認して、私的メモだという説明をして、それで各自に、そういうメモ、文書があれば出してもらいたいと回収をお願いしたが、結局、提出されなかった2人の係長の分が残ってしまった。
- ・ 私が本来なら回覧すべきでないメモを回覧したのが、「5月20日の打ち合わせメモ」である。回覧をすることは適当でないということで、途中で中断して、私が処分した。それで、それ以外の「メモ」については職員から回収して、さらに文書を破棄するように指示を受けて破棄をした。
- ・ 破棄については、岡部参事から4点の指示がされた。1番目は、文書学事課まで確認し私的なメモだということ。2番目は、下水道課の職員個々に、文書学事課まで行って確認した結果を説明すること。3番目は、課の職員が持っている文書を提出させ、回収するように職員に求めなさいということ。4番目は、回収した文書は、打ち合わせをした相手方にソーシャライズ、コンタクトをとっていないということを理由に文書を破棄することであった。課に戻って、課の職員に1人ずつ話して、メモ等の提出のあったものについては回収した。
- ・ 破棄の方法は、破って最後にはゴミとして焼却したということであり、時期的には、回収してから1日か2日ぐらいで全部破棄をしている。

田附保行証人に文書の破棄を指示したとされる岡部英則証人は、以下の旨を証言している。

- ・ この問題については、田附課長と何度も話をし、文書を作成した経過等を田附課長に聞いたところ、自分のつくった文書はフロッピーに保存してあるということであったので、それに対しては、フロッピーから消去するように依頼した。決裁欄のない4月16日と17日の会議録については、下水道公社からもらった文書だと田附課長から聞いたが、それは下水道公社に返して、受け取らなかったということにするようにということで、事実上は破棄することだと思う。文書のコピーは、課内に相当広範囲にわたっているということであったので、それは責任を持ってコピーを回収して破棄するように依頼した。
- ・ 私は、これが私的メモというのはあくまでも口実であって、実態は公文書だということ考えていた。公文書として残すということが非常に危険であり、全体を回収して破棄することである。課長が保有し、しかもキャビネットの中にあるということは、原則これは公文書であると私自身は判断していた。
- ・ （公文書の破棄も含めて知事の指示に従って行動をしたことについて）そのとおりである。

また、松野賢衛証人は、以下の旨を証言している。

- ・ 田附証人が文書を破棄したかどうかは、課の職員は承知していないと思う。4月16日の下水道公社が作成した文書、4月17日の会議記録、4月23日の記録、5月20日の記録の4つの文書があったと記憶しているが、そのうちの4月の3つについては、課長から話があり、私が5部コピーをして、係長級以上の職員に配付し、原稿は田附証人に返したという経過がある。10月に入って公開請求が出てきて、田附課長から、あれは私的メモなので回収するという話があり、私と技術専門幹は、写しを渡した。他の職員についても、課長は職員を数人ずつ集めて、文書学事課の見解を説明した上で、メモを私へよこしてくださいという説明をしたと思う。

また、文書の破棄に関して、田中康夫証人は以下の旨を証言している。

- ・ 私は、メモであったならば、メモとして破棄をするというようなことは、あらぬ疑いをかけられることであり、これに関して、「破棄はまずいよね」ということをメールで発信している。
- ・ 私はメモであるという判断が出たことの報告を受けたが、それを破棄する、処分をするということは、仮にそれがメモであったとしてもあらぬ疑いをかけられることは、職員にとっても関係者にとってもまずいのではないかという感懐を抱いた。

ウ 平成16年度の状況について

前記(1)アに記載のとおり、平成17年1月21日から27日の間に「平成15年4月の下水道関係打合わせ会議に関する文書」について公文書公開請求があり、平成17年2月4日付けで公文書一部公開決定通知を施行した。

平成15年度と異なり、公文書を特定し、公文書を一部公開した理由は、提出された記録によれば以下のとおりである。

- ・ 業務上必要とするファイルに綴られており、業務上取得した文書であると思われる。
- ・ 複数の文書が発見されたため、組織的に用いられていたと思われる。

このことについて、総務部長であった小林公喜証人は以下の旨を証言している。

- ・ 県の公文書の規定は、職務上作成したもの、また組織的に共有しているものと私も理解をしている。2003年10月時点の公文書の公開請求に関しては、私は10月9日の知事あてのメールと、10月15日のメールの部分しか情報が得られておらず、文書そのものも見たことがないというようなことで、職務の怠慢であったという批判は、当然のことだと思う。
- ・ 17年1月に公開請求があったものを公開決定する一連の経過の中で、当時の田附下水道課長が作成した私的文書というものを、私は17年2月3日の時点で見せてもらった。それを見た限りでは、下水道課の、下水道公社の入札制度を改革する上での一連の経過の資料として、当然組織的に活用し職員が共有しているものであることから、公文書ではないかと思った。複数の文書が発見されたため、組織的に用いられていたと思われる。

(2) 調査結果

ア 対象文書の公文書性について

平成15年10月6日付けで「知事後援会幹部から県職員への働き掛けを記録した文書」に係る公文書公開請求が行われてから、県の組織内での一連の検討等の結果、同年10月20日付けで公文書不存在決定通知がなされた。

このときに存在していたと思われる前記(1)アに記載のある文書については、当委員会における多くの証人の証言及び提出された記録等によれば、当該文書は職務上作成され、担当職員に配布され、組織的に共有されていた文書であり、関係する県職員の多くが「公文書」であると考えていたことが認められる。

このことは、平成17年1月の公文書公開請求に対して、県が「発見した」とされる「知事後援会幹部から県職員への働き掛けを記録した文書」の写しについて、公文書公開請求の対象公文書として特定し、平成17年2月4日付けで公文書一部公開決定を行ったことでも明らかなように、当該文書は県情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」であることが認められる。

イ 公文書の破棄について

関係する証人の証言及び提出された記録等によれば、平成15年10月6日付けの公文書公開請求についての対象公文書の原本、写し等を、岡部英則証人の指示を受けた田附保行証人が殊更に「私的なメモ」として破棄したことは明らかである。

また、結果として、平成15年度当時は、公文書公開請求についての対象公文書の原本、写し等を全て破棄していなかったとしても、岡部英則証人が指示をし、田附保行証人が自ら課員から写しを回収して破棄に至っていることが認められる。

当該公文書の内容を見ると、知事後援会幹部が知事の威光を背景として働き掛け等を行っていた事実が記載されていることから、田中康夫知事、岡部英則氏、田附保行氏を含む関係者が、公文書と知りながら「当該文書を不存在としなければならぬ」と判断せざるを得ない内容の文書であったと考えられるものである。

ウ 違法性に関する疑義について

県の幹部職員が公文書公開請求に際して、対象公文書を破棄した行為は、県民の知る権利を損なうものであり、県に対する県民の信頼を損ね、情報公開制度の根幹を揺るがした重大な問題である。

本委員会としては、この公文書を破棄した行為には違法性が認められるものと考えているところであり、田中康夫知事、岡部英則氏、田附保行氏ら関係者について、

刑法第 258 条所定の「公用文書等毀棄罪」の刑事責任が問われるところである。

エ 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項の総括

本委員会は、前記(1)ア(エ)に記載のあるように、関係する証人の証言及び提出された記録等の詳細を検討したが、岡部英則証人から証言があったように田中知事からの「公開しない方向で調整せよ」という直接の指示の有無について確認することはできなかった。

しかし、記録として提出された電子メールの内容を見れば、田中知事は平成 15 年 10 月 9 日の田附保行証人からのメールにおいても、「知事後援会幹部から県職員への働き掛けを記録した文書」が存在していることを確認しているものと認められる。

また、田中知事は、同日以降の岡部英則証人からの「公文書の破棄」などの逐一状況を報告するメールを受信しているにもかかわらず、「破棄は不味いよね。」とのメールを経営戦略局の職員あてに発信し、岡部英則証人の判断や行動をチェックするよう指示を行うのみであり、公文書不存在決定を行うことを是認する結果となっている。

田中知事は、これらの重要な事実を知り得た段階で、公文書の破棄を中止する等の適切な指示を行っていれば、破棄の実行を防ぐことができたとともに、当該公文書を公開することもできたはずである。

これは、県の統轄者としての責務を放棄していることでもあり、県職員が公文書の破棄行為を実行しようとする行動を容認していたと判断できるものである。

オ 事実認定における少数意見について

本委員会の事実認定における表決については、県議会委員会条例第15条の規定に基づき出席委員の過半数で決することとしたが、全会一致で認定されたものと、賛否が分かれ、賛同できないとする少数意見があったものもあった。